

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 「医療従事者の会」規約

(名称)

第1条 本会は、日本ボーイスカウト千葉県連盟医療従事者の会（略称：BS医療従事者の会）と称する。

(設置)

第2条 本会の事務所は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）事務局内に置き、事務は本連盟総務委員会が行う。

(目的)

第3条 本会は、会員相互のコミュニケーションを通して、救護所運営などの経験・情報を共有し、BS医療従事者としてのネットワークの構築を図ることにより、本連盟の活動を支援し、積極的に奉仕を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の諸事業を行う。

- (1) スカウト活動における救護医療体制の充実化に協力する。
- (2) スカウト活動中での健康安全の推進に協力する。
- (3) スカウト関係者に対して啓蒙活動を行う。
- (4) その他目的に沿った活動を行う。

(構成)

第5条 本会の会員は、原則として地区委員会の推薦に基づき本連盟理事会の承認を経た医療従事者とする。

(資格)

第6条 本会のメンバーの資格要件は、次の通りとする。

- (1) 原則として加盟員で、医療関連職（保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床心理士、救急救命士、柔道整復師等）の免許を保有し、その知識技能をもってボーイスカウト活動の安全に貢献し、スカウト活動の発展に寄与しようとする者。

(役員)

第7条 本会に、会員の互選による代表世話人1人を置く。代表世話人は本会を代表し、会務を統括する。

2 任期は2年とし再任を妨げない。また、副代表世話人、世話人を若干名置くことができる。

(運営)

第8条 本会は、必要に応じて会議を開催する。

- (1) 会員を募集し、名簿を作成する。
- (2) 会員に情報発信を行う。
- (3) 定期的に研修を行う。

(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は、本連盟(総務委員会)の予算による。

(改廃)

第10条 本規約の改廃は、本連盟総務委員会が発議し、理事会の決議を経て行う。

付 則

本規約は令和7年4月1日より施行する。